



第 243 号



- 国内処理施設見学研修会 松江市にアースサポート株訪ねる
- 安全衛生研修会 東京労働局の小山地方産業安全専門官が講演
- 医療廃棄物委員会 木ノ本博士招き多剤耐性菌について講演聞く
- 女性部だより 「第12回環境フェス夕くにたち」に参加



社団法人 東京産業廃棄物協会

<目 次>

とうきょうさんぱい

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくりっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。
東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

リサイクルポート 東京エコリサイクル 若洲工場 第1バース 第2バース

2009~11年度 収集運搬業 (積替え保管を除く)
産廃エキスパート 認定番号109-A0012

2009~11年度 中間処理業
産廃エキスパート ありあけこうぎょう 検索
認定番号109-C0012 http://www.aknet.co.jp/

AK 有明興業株式会社 ARIAKE KOURYOU CO.,LTD. TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919 ECO4J0294 JAN

TAKATOSHI

次世代に贈る未来のために…

**高精度選別再資源化システムによる
リサイクル率90%以上を達成**

●ISO14001 (認証取得: 1999年5月)
●OHSAS18001 (認証取得: 2003年10月)
●GPSによる車両運行管理
●電子マニフェストシステムへの積極的対応
●整備されたコンプライアンス体制
●徹底した情報公開

安心
迅速
確実
安全

高俊興業株式会社 詳しくはWebへ <http://www.takatoshi.co.jp>

本 社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL.03-3389-8111(代) FAX.03-3228-0842
市川エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)
〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62 TEL.047-395-1878 FAX.047-399-5362
東京臨海エコ・プラント (高精度選別再資源化工場)
〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL.03-5755-8011 FAX.03-5755-8010
技術開発研究所 〒135-0064 東京都江東区青海三丁目地先 環境局 中防庁舎内

東京臨海 エコ・プラント

市川 エコ・プラント

[国内処理施設見学研修会]

都市空間のトータルサポート目指すアースサポート株訪ねる
当社の基本方針や社員教育方法等に参加者「参考になった」の声

2

[安全衛生研修会]

災害防止には「予知能力の向上」と「複数人作業には声掛け」肝要
東京労働局労働基準部安全課の小山地方産業安全専門官が講演

7

[収集運搬委員会 施設見学会]

宮城県・仙台 仙台環境開発株の青野木管理型最終処分場を見学

12

[医療廃棄物委員会]

木ノ本博士を招き「多剤耐性菌(MDR)」について講演聴く

14

[女性部だより]

「第12回環境フェスタくにたち」

~わたしのエコから地球のエコへ あと一歩すすめよう!マイ箸・マイ食器から~に参加して

15

[行政だより]

東京都は「水銀を含むごみ」の出し方について告知しました

16

産廃相談 ア・ラ・カルト⑦

17

つぶやき 独居者の遺品等の片付の問題点は?

19

寄稿・TTT会 第19回西伊豆トライアスロン大会

20

委員会報告 (建設廃棄物委員会、青年部、医療廃棄物委員会、安全衛生推進委員会)

22

地球温暖化対策 生物多様性と経済①~問われる企業責任

24

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part52

25

よろず相談 (税務・役員退職慰労金と賞与)

26

会員情報 (代表者・名称・住所等変更のお知らせ)

28

協会の主な今後の日程

29

お江戸ぶらぶら歩る記

30

事務局だより・編集後記

32

国内処理施設見学研修会

都市空間のトータルサポート目指すアースサポート(株)訪ねる 当社の基本方針や社員教育方法等に参加者「参考になった」の声

(社)東京産業廃棄物協会は、平成22年度国内処理施設見学研修会を晴天に恵まれた10月1日(金)・2日(土)の両日に亘り島根県松江市「アースサポート(株)」の施設見学を中心に実施した。当日は11時羽田発の日航機で「縁結びの出雲空港」に向かい12時過ぎに目的地着、バス内で昼食をとりながら13時ごろに「アースサポート(株)」に到着、直ちに同社会議室で尾崎 俊也社長から同社の生い立ちから現況についてビデオ映像も含め説明を受けた。同氏は全国産業廃棄物連合会の青年部協議会副会長であり、当協会の加藤常任理事が同協議会会长であるところから入魂の間柄で、青年部同士の付き合いも深い関係があり、話題も同社の基本方針から社員教育方法など、ザックバランな内輪ばなしにも及び、参加者から「大いに参考になった」との声が聞かれた。

施設見学の後、懇親会が「松江しんじ湖温泉・ホテル一畠」で開かれ、アースサポート(株)から尾崎社長と牧野 正剛常務取締役も出席、同社との交流を含め会員同士の懇親が深められた。また、翌日の見学会は松江市内の見学と大国主命を祀る出雲大社の参拝を主目的に、日本の最古の歴史などに触れた貴重な経験を重ね、同日夜、羽田に全員無事帰着した。

～アースサポート(株)は「都市空間のトータルサポート」目指す～

アースサポート(株)の歴史は、昭和38年に設立された山陰ビル管理(株)と昭和

50年に設立された(有)山陰清掃社(後にアース環境(株)に社名変更)が平成



アースサポート(株)入口前で尾崎社長含め記念撮影

15年に合併して「アースサポート(株)」へ社名変更して誕生、尾崎 俊也氏が代表取締役に就任、「廃棄物の適正処理・リサイクル・清掃活動を通じて地球環境保全に貢献すると共に、都市空間のトータルサポートを目指し、お客様に安心で快適な環境を提供することを基本理念としている。

尾崎社長は「創立以来“地球環境保全型企業”として廃棄物の適正処理・リサイクルを推進してきた。平成11年には山陰地方で初めてダイオキシン類対策特別措置法に則った新型焼却・サーマルリサイクル施設を建設し、また、その後も廃食油リサイクル施設、RPF製造施設、生ごみリサイクル施設の設置等、さまざまリサイクル施設を設置し、単に廃棄物を処理するのではなく、廃棄物を『価値ある資源』として再利用しようという取組みを推進している。

また、地域との取り組みについては、平成12年に周辺地域の自治会等8団体と『環境に関する協定』を締結、以来年2回の地元見学会や、近隣小学校での環境教育、環境に関する図書の寄贈



ボードの前で説明する尾崎社長

等、様々な活動を進めてきた。これは、『地域との共生を目指し、地域に喜ばれ、必要とされる会社作りを行う』という当社の経営方針に沿って年々様々な事業を実施している。更に、社会経済が近年急激な変化を遂げる中、廃棄物処理業界を取巻く環境もここ数年で大きく様変わりしている。毎年大幅に改正される廃棄物に関連する法令に対し、社内で確りと情報を収集して対応し、コンプライアンスを徹底していくことは企業の責任として当然のことであり、その他にも、地球環境保全への活動、労働安全衛生への取組、情報開示による経営の透明性を図る等、企業のCSRが厳しく問われるようになっているので、当社としては、このような社会変化を敏感に捉えながら、その変化を脅威ではなくチャンスとして日々果敢にチャレンジしていかねばならないと考えている。」としていた。

同社の事業別取り組みと特徴は次の通り。

【収集・運搬】

収集運搬車両として、塵芥車、バキューム車、コンテナ車、アルミバン、高圧洗浄車およびコンテナ各種を保有し、ユーザーのニーズに合わせ廃棄物の適正な収集運搬を行っている。

◇収集車両には、全てGPS(衛星利用測位システム)とデジタルタコグラフによる管理を行っている。

◇定期的に収集する事業所には、ゴミ箱にバーコードを貼り、収集オペレ

ータが回収した際にそのバーコードを読み取り、ごみの個数を入力し、会社のパソコンに転送され、どのオペレータが何時、何個収集したかが明確にわかり、1ヶ月の収集個数の実績報告に応用できる。

◇廃棄物の重量をその場で計量できるスケールパッカーを導入している。

[リサイクル事業]

◇生ごみリサイクルプラント

処理能力：12t／日 稼働時間：24時間
処理品目：生ごみ、汚泥、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ

◇RPFプラント

処理能力：72t／日 稼働時間：24時間
処理品目：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず

◇破碎リサイクルプラント

①破碎施設、選別施設
破碎施設 処理能力：破碎：4.9t／日
選別：72t／日
処理時間 破碎：8時間 選別：24時間

処理品目：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類

②選別施設 処理能力：74.4t／日
稼働時間：24時間 処理品目：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類

◇焼却炉（サーマルリサイクルプラント）
・高温燃焼、急速冷却によりダイオキシン類を削減し、消石灰・活性炭噴霧

およびバグフィルターによる高度な排ガス処理を備えている。廃棄物の焼却熱を利用し汚泥乾燥施設も併設

①焼却施設 処理能力：60t／日
稼働時間：24時間 処理品目：一般廃棄物、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、感染性医療廃棄物

②汚泥乾燥施設 処理能力：9.6m³／日 稼働時間：12時間 処理品目：汚泥

[その他のリサイクル事業]

◇がれき類破碎施設（ガラバゴス）

処理能力：480t／日 稼働時間：8時間
処理品目：がれき類（有筋・無筋）

◇プラスチック洗浄施設

処理能力：9.6t／日 稼働時間：8時間
処理品目：廃プラスチック類

◇ペットボトルリサイクル

処理能力：2.4t／日 稼働時間：8時間
処理品目：ペットボトル

◇廃食油リサイクル（メチルエステル化燃料再生施設）

処理能力：400ℓ／日 稼働時間：8時間
処理品目：植物性油

◇発泡スチロール溶融リサイクル

処理能力：20m³／日 稼働時間：8時間
処理品目：発泡スチロール

◇パソコンリサイクル

・部品も手分解してそれぞれリサイクル。デジタルデータは完全破壊し消去

◇汚泥リサイクルシステム（造粒固化

施設)

処理能力：120m³／日 稼働時間：8時間
処理品目：無機汚泥

◇汚泥処理施設

①脱水施設（移動式）
処理能力：44.8m³ 稼働時間：8時間
対象汚泥：汚泥全般
②濃縮施設 処理能力：13.1m³／日

対象汚泥：無機汚泥

[本社所在地]

本社 〒690-0025 島根県松江市八幡町882番地2
Tel.0852-37-2890 Fax.0852-37-3892
E-mail : earth@earth-support.jp
http://www.earth-support.jp/

～松江市内と出雲大社は古代ロマンが息づく～

宿泊地は宍道湖に沿った松江しんじ湖温泉郷にある「ホテル一畠」。アースサポート（株）での研修を終えてホテルに着いたのが17時チョッと前、懇親会は18時からとなっていたが、ここまで来て「美しいとの評判の宍道湖に沈む夕日を見たい」との希望が多く、懇親は18時30分からと延期された。

三々五々、夕日見物に出掛けたが、雲が出て夕日スポットと言われる嫁ヶ島の先まで遠征した面々は「美しかった」と喜んでいる反面、ホテル近くで待ちわびた面々は結局見えずに諦めたという悲喜こもごもの夕日見物であった。しかし、翌日の朝、湖から昇る雄大な朝日が拝めることができ、せめてもの慰めとなった。

懇親会にはアースサポートの尾崎社長と牧野常務を迎へ、情報交換や懇親の輪が広がり、付近の境港で揚がった蟹を中心として、しまね和牛、いづもソバ等々付近の名産品尽くしの御馳走が加わり、和気藹々の雰囲気に集団旅行の醍醐味が發揮されていた。



松江城天守閣を背景に

翌日の松江市内は、松江城、武家屋敷、小泉八雲記念館などを廻ったが、興味深かったのは戦火に遭わなかった松江城の天守閣で、実戦を想定した桃山建築の姿を今に伝える貴重なもので、慶長16年（1611）に完成、別名千鳥城といわれ内堀に囲まれた一帯はしっかりと落ち着いた雰囲気をたたえていた。

一出雲大社の不思議の数々

昼食後に訪ねたのは出雲大社。正式には“イズモタイシャ”と読むのではなく“イズモオオヤシロ”と読むのだそうだ。ご承知のように大国主命が天照大神に出雲を譲った際、見返りとし



鎌倉時代に発見された本殿宇豆柱

て建てられた宮殿が出雲大社の始まりといわれ、以後、大国主命は人の運命や縁結びなど、目に見えない事柄を司ることになったとされている。

現在は本殿の修復工事が行われ、祭神は本来の拝殿に仮住まいされており完成は2013年5月とされている。

境内脇にある島根県立古代出雲歴史博物館にある平安時代の出雲大社本殿を修復した10分の1の大型模型があるが、高さは5mほどあるので、当時の建設がいかに大変であったかを物語っている。

その一例として、神楽殿に掛けられている注連縄は長さ13m、太さ8m、重さ4.5tと日本最大で、また神門通りに立つ大鳥居は高さ23mと大きい。



神楽殿掛けられた注連縄

それに、参拝の仕方にも作法がいろいろある。そのうち手水は先ず左手を清め、次いで右手を清めてから左手で水を汲み口をすすぐ。ついで柄杓を右手で取り左手を再度清め最後に柄杓をたてて柄に水を流して清める、という仕方を定めている。更に参拝に当たって一般の神社では「2拝・2拍手・1拝」であるが、出雲大社では「2拝・4拍手・1拝」と定められている。



島根ワイナリーに飾られた日本武尊

そのほか、俗説ではあるが、普通10月は「神無月」というが、出雲では「神有月」という。これは10月には八百万（ヤオヨロズ）の神々が出雲に集まり、縁結びについて協議するとのことで神のいない月として神無月というが、出雲には神が存在しているので神有月という訳だそうである。

見学会は最後に島根ワイナリーを訪ね、空路羽田へと飛び立ったが、多くのことを見たり聞いたりの2日間であり、かなりの博学多識（？）を身につけ実りある国内処理施設見学研修会であった。

（堀田 記）

安全衛生研修会

災害防止には「予知能力の向上」と「複数人作業には声掛け」肝要 東京労働局労働基準部安全課の小山地方産業安全専門官が講演

（社）東京産業廃棄物協会は、平成22年10月25日(水)14時から16時30分まで平成22年度第2回安全衛生研修会を神田グリーンホールにおいて、東京労働局 労働基準部 安全課の小山 秀雄 地方産業安全専門官を招き「廃棄物処理業における労働災害防止対策について」の講演会を開いた。

講演では先ずアスベスト対策とリスクアセスメントについて若干触れたが、本題の災害防止については懇切丁寧な説明が行われた。この中で特に災害防止には、予知能力を高める必要があり、複数人での作業に於いて機器を作動するに当たっては必ず声を掛けて起動することが過去の事例から肝要だと度々説かれていた。最近報告された産業廃棄物処理業における事故例を纏めた貴重な資料を提供して頂いたので、以下に掲載した。



小山安全専門官

◎産業廃棄物処理関連の災害事例〈50件〉

番号	設備・機械の種類など	被災の部位、休業日数	災害発生状況
1	回転式ふるい(トロンメル)	左手人差し指創傷2週	トロンメルの外筒に付着した異物を取ろうとし、停止ボタンを押したものの、完全停止する前に手で触ってしまったため、外筒と受け車輪の間に指が挟まれたもの。
2	回転式ふるい(トロンメル)	骨盤骨折、3ヶ月	被災者が2系統同一スイッチにて連動しているうちの1系統のトロンメルの清掃作業を行っていたところ、他の労働者がトロンメルのスイッチを入れてしまい、巻き込まれたもの。起動スイッチに点検中の表示は行われておらず、電源を入れるにあたり確認行為も行われていない。
3	金属探知器コンベア	手首骨折、14日	2名で木材等の金属探知器コンベアの詰まりを直し、再起動をかけたところ、まだ残材があったため、機械を止めずにほうきで除去しようとしたところ、ほうきがコンベアに絡まり、腕から肩にかけてまきこまれたもの。
4	選別コンベア	右手骨折、1ヶ月	廃プラスチック選別ラインのコンベアの詰まりを取り除こうとし、コンベアをまたいで反対側に行こうとした時、コンベアにつまずき転倒したもの。
5	選別コンベア	右ひじ切断、1年	選別コンベアの試運転中、異物を見つけ、機械を止めずに手で異物除去しようとしてローラーに巻き込まれたもの。（単独作業）

6	選別コンベア	右腕肘骨折、6ヶ月	作業員3名で、選別作業を行っていたところ、選別コンベアから異常音が聞こえたため、機械を止め、点検作業を行った。点検の結果コンベアに異物が挟まっていることがわかり、異物を取りやすいように他の労働者が少しがベルトを動かし停止させた。その後、被災者がその異物を取ろうとしたが取れず、その時点で合図を行っていないのに他の労働者が電源を入れてしまい、ベルトが動き出し、右腕が巻き込まれたもの。
7	選別コンベア	右足大腿部骨折、2ヶ月	手作業にて古紙の分別作業中、コンベア内に取り残しのビニールを見つけ、機械を止めずにコンベアに乗り、取ろうとしたところ、コンベアの接続部に足が挟まれたもの。
8	選別コンベア	左腕複雑骨折、3ヶ月	ベルトコンベアの清掃作業の際、ゴミが挟まっていたので、コンベアを停止し、取り除こうとしたが、なかなか取れないゴミがあった為、コンベアを稼働させ取ろうとしたとき、ゴム手袋をした左腕が巻き込まれたもの。
9	選別コンベア	左小指骨折、2週	選別コンベアで選別作業を行っていたところ、付属している自動磁石選別機械に引き付けられた鉄製のパイプが、被災者の左手小指に当たったもの。
10	車両系建設機械（アタッチメント解体用カッター等）	指骨折、19日	車両系建設機械（アタッチメント解体用カッター等）のカッターに分別ごみがくっついて取れなくなったため、被災者が取ろうとしたとき、車両系建設機械のオペレータがカッターの爪を広げる操作をしようとしたとき、誤って閉じる操作をしてしまったため、被災者の指を挟んでしまったもの。
11	車両系建設機械（アタッチメント解体用カッター等）	すね骨折、3ヶ月	車両系建設機械（アタッチメント解体用カッター等）にて木材の破碎作業を行っていたところ、木材の破片が約3メートル離れて作業待機していた労働者に当たったもの。
12	車両系建設機械（アタッチメントコンクリート2次破碎用）	右肋骨骨折、1ヶ月	車両系建設機械（アタッチメントコンクリート2次破碎用）が旋回したところ、アームの先が近くに置いてあった鉄箱にあたり、鉄箱が動き、鉄箱の反対側で作業をしていた労働者に当たったもの。
13	粉碎機	右腕ねんざ、1ヶ月	木材を粉碎機に材料を投入していた被災者が、粉碎機の投入口に材料が詰まったため、棒で詰まりを解消しようと突いた時、勢いがついて右腕をひねってしまったもの。
14	石膏ボード破碎機	右手折傷1ヶ月	石膏ボードの破碎機による破碎処理中、整流ローラーに異物が入った為、破碎機を停止させ異物除去をしようとしたが、取れなかったため、機械を動かしながら除去しようとしたところ、右手がローラーに巻き込まれたもの。なお、非常停止は被災者自ら押している。
15	ペットボトル穴あけ機械	右腕切創、3ヶ月	ペットボトル穴あけ機械を操作中、誤って右手を入れてしまい、回転軸に挟まれたもの。
16	フォークリフト（アタッチメント、標準仕様）	腰、右ひざ等骨折、4週	フォークリフトで、パレットに積んだ荷を約4メートルの高さまで持ち上げ、パレットの上で荷降ろしをしていた労働者が、パレットが傾いたため墜落したもの。なお、フォークリフトの運転手は運転席から離れていた。

17	フォークリフト（アタッチメント、標準仕様）	右足首骨折、3ヶ月	フォークリフトを後進にて運転移動中、運転手の死角にあたる位置に、別の作業のため近くを通行中の労働者と接触したもの。
18	フォークリフト（アタッチメント、標準仕様）	右足甲打撲、10日	フォークリフトで荷の運搬をしている途中、道に段差があったため、荷が傾いたために、運搬の補助作業をしていた労働者が、荷崩れを防ごうと荷を押された時、フォークリフトに近づきすぎてしまい、フォークリフトに足を轟かれたもの。
19	廃プラスチック洗浄脱水機	指骨折、2ヶ月	廃プラスチック洗浄脱水機とプロワーの間の配管がつまり、機械を止めて手作業にて詰まりの除去を行った。その後、脱水機本体の状況の確認作業を行おうとしたとき、同僚が作業が終了したと判断し、洗浄脱水機の電源を入れたため、脱水機の羽根に当たったもの。
20	荷姿の物	右でん部挫傷、1ヶ月	砂山のような状態に山積みした廃材の上で仕分け作業をしていたところ、足が滑り地上まで滑り落ち、右でん部を強く打ったもの。
21	産業廃棄物保管用コンテナ	右足踵骨折、1ヶ月	廃棄物の入ったコンテナ内（高さ1.5m）で選別作業終了後、外に出るためコンテナの縁に乗ったところ足を滑らせ墜落したもの。
22	産業廃棄物保管用コンテナ	両足踵骨折、4ヶ月	高さ2.5メートル、幅5cmの産業廃棄物保管用コンテナの縁を足場として機械の清掃作業中墜落したもの。
23	荷姿のもの	右足骨折、2ヶ月	廃プラ梱包（1m ³ ）を3段積みにしてある2段目を足場にし、雨天用シートを外そうとしたところ、足場が濡れていたため足を滑らせ2メートル墜落したもの。
24	トラック	右足腓骨骨折、50日	ダンプトラックのパンク修理のため、タイヤを外すためレンチに鉄パイプをつなぎ、ナットを緩める方向に力をかけたところ、ナットが緩んだ瞬間に体のバランスを崩し右足首をひねったもの。
25	パッカー車（荷姿のもの）	右膝捻挫、38日	パッカー車のテールを上げ、ダンボールを中腰にて積み込んでいた時、無理な姿勢で重いダンボールを持ったため、右膝じん帯を痛めたもの。
26	パッカー車（荷姿のもの）	右手中指神経断裂、1ヶ月	地上にて、パッカー車に木片投入中、木片に木ねじが付いており、その木ねじが軍手に引っ掛かった為、反対側の手で外そうとしたもの間に合わず、投入中の木片とともに右手が巻き込まれたもの。足でストップ板を蹴ったものの間に合わなかった。
27	パッカー車（荷姿のもの）	左手3～5指圧挫創、24日	地上にてパッカー車にダンボールを投入作業中、投入時うまく入らなかったので手で押し込んだとき、羽根に巻き込まれたもの。
28	パッカー車（荷姿のもの）	右手上腕裂傷、3ヶ月	地上にて、パッカー車にビニール類を投入作業中、不適切物を投入後取り出そうとして、停止ボタンを押さずに、手を入れたところ、回転板に巻き込まれたもの。

29	パッカー車（荷姿のもの）	右腕骨折、3週間	高さ 2.5m のパッカー車の屋根上より、積んであった荷物を投げ降ろそうとしたところ、一緒に地上に落ちたもの。
30	パッカー車	右ひじ裂傷、4日	パッカー車の自動スライド扉のボタンを無理な体勢で押したところ、下りてきたスライド扉に激突されたもの。
31	パッカー車	左足甲骨折、3週	プラットホーム上よりパッカー車にダンボールを投入中、ダンボールに足を取られ、段ボールごと投入口に墜落し、巻き込まれたもの。（パッカー車の投入口はプラットフォームより低い）
32	パッカー車	頭部挫創、10日	洗車場にてパッカー車の清掃洗車作業中、車両後部の扉を手で押さえながら作業を行い、その後内部の清掃をするために手を離したところ、扉が下がり負傷したもの。
33	パッカー車	右足踵骨折、3ヶ月	客先のプラットホームからゴミをパッカー車に投入作業中、プラットホームから約 1 メートル墜落したもの。
34	パッカー車	右足踵骨折、2ヶ月	パッカー車の屋根に収集した廃棄物を載せようとし、廃棄物を持ちながら片手でステップを上っていた時、ステップより足を滑らし墜落したもの。
35	トラック（荷姿の物）	右上腕部骨折 3ヶ月	ダンプの荷台で積み込み作業中、積荷の廃材で足を滑らし地上に墜落したもの。
36	トラック（荷姿の物）	右手首捻挫、7日	地上より、平ボディートラックにビン回収ケースを積みこんだところ、荷台の一部に釘が出ていたため、ケースが引っ掛かり、無理に押し込んだところ手首を捻ったもの。
37	平ボディートラック	右母指切断、18日	トラック左側のアオリを閉める作業中に右手親指を車体とアオリの間に挟んでしまい切斷したもの。
38	トラック（荷姿の物）	右足第4指骨折、2週間	2t 平ボディートラックの荷台にて、薄ベニヤ板の上で、ダンボールを手下ろし作業を行っていたところ、突風が吹き薄ベニヤ板ごと飛ばされ地面に落ちたもの。災害発生時刻の平均風速 12m/s ~ 14m/s（傘をさすのが難しい状況）瞬間最大風速は 20m/s と推定される。
39	トラック	右手橈骨骨折、3ヶ月	4 t ロング平ボディートラックに、パレットを積み、ロープ掛け作業中、適正にロープが掛かっているかを確認のため、荷台サイドのあおりの上に乗り確認後降りようとしたところ、約 2 m 墜落したもの。
40	トラック（荷姿の物）	右ひじ、右足挫傷、24日	平ボディートラックに廃棄機器を積み込み、荷台の上で荷締めをしていた時、荷が崩れ足に当たったもの。

41	トラック	右ひじ、右足挫傷、24日	産業廃棄物用の 10t ダンプトラック（あおりが高いタイプ（深ボディ））のシート外し作業をしていたところ、足場についていた積み荷が荷崩れし、荷とともに墜落したもの。
42	トラック（荷姿の物）	脳挫傷、60日	2t 平ボディートラックの荷台にて、美容室より回収した椅子を下ろす作業中、持上げた椅子の脚部と腰部が外れた為、バランスを崩し荷台より約 2.5m 轉落し後頭部を負傷したもの。
43	脱着装置付きコンテナ専用車	腰椎圧迫骨折、3週間	脱着装置付きコンテナ専用車にコンテナを載せるため、コンテナにフックをかけ、載せる操作をしていたところ、途中でフックがコンテナより外れ、コンテナが落下し、トラックのベースに当たり、運転席にいた被災者が衝撃により負傷したもの。
44	脱着装置付きコンテナ専用車	右足骨折等、3週間	脱着装置付きコンテナ専用車のコンテナにシートを掛けようと、コンテナ上部にのりシートをかけている途中、足を滑らせ約 2m 墜落したもの。
45	人力運搬機（カゴ台車）	左薬指骨折、60日	回収先の現場にてかご台車にて回収物を運搬中、通路が狭いところがあり、壁とカゴ台車の間に指を挟んでしまったもの。
46	人力運搬機（カゴ台車）	額打撲、左足首捻挫、13日	カゴ台車を トラック付属の昇降式ゲートにて床に降ろそうとしたとき、カゴ台車の重心がかごの上部にあつたため、昇降式ゲートが床に向かって傾斜し始めたと同時にカゴ台車がたおれ、カゴ台車に巻き込まれたもの。
47	折りたたみ式台車（荷姿のもの）	頭部打撲、24日	折りたたみ式台車に粗大ゴミを積み、台車を動かしたところ、粗大ゴミが倒れそれを避けようとして転び、頭を打ったもの。
48	自然環境等	右膝等骨折、3ヶ月	客先のコンビニエンスストアにてペットボトルの回収作業中、ペットボトルの袋を持ってガードレールをまたいだ際、足がガードレールに引っ掛かり、転倒したもの。
49	自然環境等	熱中症、12日	パッカー車で収集作業後事務所で体調不良を訴えたもの。(22 歳、男、最高気温 34.7°C、被災時刻 31.4°C、風速 4m/s)
50	その他	左手首挫傷、1ヶ月	荷降ろしのため、シートを外し、シートをたたんでいた時にシートのゴムに足を取られ左手より転んだもの。

収集運搬委員会 施設見学会

宮城県・仙台 仙台環境開発株の青野木管理型最終処分場を見学

収集運搬委員会（泉委員長以下14名）は平成22年10月22日(金)～23日(土)、年に一度の収集運搬委員会施設見学会を実施し、今回は宮城県仙台市青葉区にある仙台環境開発株の青野木管理型最終処分場を見学した。



仙台環境開発本社前にて

気候的に良く、天気にも恵まれた10月22日（金）に東京駅出発組と大宮駅出発組に分かれて東北新幹線「やまびこ47号」に乗り込み、11時30分には今回の目的地である宮城県の玄関口、仙台駅へ無事到着した。

到着後、一行がすぐにバスター・ミナルへ移動すると、すでに仙台環境開発株の担当者の方2名が専用バスにて出迎えてくれていたので、まずは一緒に腹ごしらえ。

天皇陛下も立ち寄られたことがある旧伊達邸「鐘景閣」にて昼食をとった。ここは伊達の歴史と文化を感じさせる和風建築の造りになっていて、伝統ある仙台箪笥に納められた箪笥料理をは

じめとした旬の彩りの品々に舌鼓を打つと、自然と顔がほころびつい観光に来た気分になってしまったが、時間も決まっているので、昼食を済ませた一行は予定通りに中間処理場・管理型最終処分場・高度水処理施設を併せ持つ青野木管理型最終処分場へと向かった。



鐘景閣にて昼食

現地の管理棟にバスが到着すると工場長が出迎えてくれ、隣接する中間処理場・選別処理施設から見学をスタートした。到着したときの第一印象は、とにかくきれいな建物が多いと感じたが、それもそのはずで、平成13年営業開始の建物内には新しい機械が並んでいた。ほぼ100%資源化されるという木屑は、工場等のボイラー燃料用とパーティクルボードの原料用とに選別され、金属探知機により高品位チップの製造を実現していた。

また工場内部や入口付近には粉塵を抑える為に界面活性剤のミスト噴射口がいくつか取り付けられており、作業する者や外部への細心の配慮がみられた。つづいて、3,000m²もある選別処理施設・廃棄物保管ヤードへ移動したが、単品受入以外の廃棄物が必ず持込まれる場所とあって、我々の訪問に際しても、全ての従業員の方が一旦手を止め大きな声で挨拶をしてくれる姿に、お客様を大切にしている会社の姿勢を感じとれた。

建物を後にした我々は、約700mの外周道路を歩きながら埋め立て面積7.8haの最終処分場を案内された。処分場は廃棄物層の最下部から最上部にかけて配水管を通し空気を送り込むことにより、処分場内を好気性に保ち、好気性微生物に廃棄物の分解を促進させ、処分場の早期安定化につなげるという準好気性埋め立てを採用していて、24時間体制の安全管理により危険性の排除に努めている。また、5層構造による遮水層の上には廃棄物の突起物などか

ら遮水シートを保護する為に、廃タタミを敷き詰めて再利用する工夫も見られた。



案内いただいた仙台環境開発株の佐藤様と

最後に、最終処分場の宿命とも言える浸出水の処理をする高度水処理施設へ案内された。そこでは、処分場を通った雨水が凝集沈殿処理から生物処理（中に微生物がたくさん付着した小さなスポンジが浮いている）を経て、活性炭吸着処理をされ基準値以下の放流水となって広瀬川に流れ込んでいた。今後処分場の埋め立て完了後も何十年にも渡り、水を管理することで環境への責任をはたすそうだ。

全ての見学を終え、水処理施設から秋保温泉「ホテルきよ水」へ移動。大変盛り上がった懇親会では業界の展望に話が及び、場所を替えて深夜遅くまで交流が続いた。

翌日は遊覧船に乗り、日本三景のひとつ松島を観光後、カキ料理の田里津庵で昼食。松島の景色を見ながら食べる絶品のカキ尽くしで、一同大満足。

今回も手配をして頂いた㈱トリデの後藤会長をはじめ、仙台環境開発株の菊池部長、佐藤様ほか関係者の皆様に本誌をお借りして厚く御礼申し上げます。

（都清掃㈱ 吉野猛彦 記）

医療廃棄物委員会

木ノ本博士を招き「多剤耐性菌（MDR）」について講演聞く

(社)東京産業廃棄物協会は、平成22年10月28日(木)協会会議室において、感染性廃棄物許可業者協会員を対象に「多剤耐性菌」(Multiple Drug Resistance 以下、MDR)についての講演会を開催した。

講師には、NPO法人バイオメディカルサイエンス研究会医学博士木ノ本雅通先生をお招きし、講演を行って頂いた。



木ノ本博士の講習風景

開会に先立ち、五十嵐委員長は木ノ本 雅通（きのもとまさみち）博士の略歴について、1952年国立予防衛生研究所（現・国立感染症研究所）入所、99年同所定年退職、同年NPO法人バイオメディカルサイエンス研究会入会、各職を経歴後、現在副理事長に就任、また、医療廃棄物研究会・副会長であり、海外協力関係ではJICA専門家として活躍中などと紹介した。



五十嵐委員長

[多剤耐性菌についての結論]

MDRによる汚染物は、従来の感染性廃棄物と同様に処理する。

個人的な感染防止対策も防護衣（専用の作業衣、履物）、手袋、マスク、帽子による防護と、十分な手洗いを行い、現段階では特別の手段は不要である。

次に消毒方法であるが、熱水を利用することができない場合、一般に市販されている消毒薬がすべての菌に対し有効ではない為、対象となる菌に対して有効な薬剤を選択することが重要である。

(株)日本シルバー 杉本大輔 記)

女性部だより

「第12回環境フェスタくにたち」

～わたしのエコから地球のエコへ あと一歩すすめよう!マイ箸・マイ食器から～に参加して

10月16日(土)、国立市が主催する「第12回環境フェスタくにたち」が国立市役所近辺の会場で開催され、大盛況のうちに終了しました。当日は晴天に恵まれて温かい日差しの中で、50を超える企業や団体が出展、子どもたちの環境ポスター展や家具衣類のリサイクル販売や自転車の無料点検、絵本交換会や模擬店などさまざまなエコな催しがありました。

私たち女性部は『廃油でキャンドル作り』を実演し、ブースに寄った子どもたちに体験してもらいました。中には「もう1回！」と足を運んで来た子もいましたし、友達を連れてきてくれた子もいました。完成したキャンドルはお土産として子どもたちに持ち帰ってもらい、また、キャンドル作りは家庭でも簡単にできるので、親御様には作り方のレシピを配布いたしました。楽しそうに体験している子どもたちを前に、私自身もそうですが、日々の生活の中で、エコを意識した行動が一人一人できるようになったらなと感じた次第です。

今回使用した廃油は、使用期限切れの食用油でしたが、ご家庭で作る際は、揚げ物をした後に残った油が使えます。揚げた物によっては、多少臭いが残りますが、廃棄物として捨てるよりはキ

ヤンドルとして有効利用できますし、子どもたちと一緒にエコについて考える時間がもてるかと思います。

今、地球環境保護のために、一人一人の意識付けと意識改革が重要になってきています。今年の女性部としての環境イベントはこれにて終了になりますが、また来年、『廃油でキャンドル作り』を通して、女性部の活動のアピールと、更には地域のみなさまに私たちのエコビジネスを知っていただければ幸いに思います。今年の冬至は12月22日、みなさんもご家庭や公共施設で仲間や大切な人とキャンドルナイトを楽しんでみてはいかがでしょうか。

(高俊興業株 森みどり 記)



環境フェスタの女性部活動状況アラカルト

産廃相談 ア・ラ・カルト⑦

質問相談 1

- ①相談者：収集運搬業（建設系）
- ②相談案件：委託契約書と収入印紙
- ③相談内容：建設廃棄物の委託契約書にて、正本に収入印紙を貼付して、副本の委託契約書はコピーでもよいのか。

二回 答=

建設廃棄物処理委託契約の場合、契約書を二部作成することは義務付けられていない。実際に作成する契約書（正本）は一部で、他の一部はコピーでも構わない。（建設廃棄物処理委託契約書様式及び記入例、建設8団体発行より）

質問相談 2

- ①相談者：液体用タンクリース会社
- ②相談案件：タンク洗浄後に発生する残さ物の処理責任
- ③相談内容：液体用タンクのリース業である。回収したタンクを洗浄委託している。洗浄に伴うタンク内の洗浄廃液の処理責任は誰にあるか。

二回 答=

タンクの洗浄に伴って発生する廃液であれば、廃液は洗浄の一連の作業として処理する方が適正処理が確保される。処理責任はタンクの洗浄業者となるのが妥当ではないか。車両等の洗車と同様に洗浄に伴う付着物は、洗浄要

業者が排出者となる。

質問相談 3

- ①相談者：表面加工会社
- ②相談案件：サンドブラスト加工に使用した廃砂の有効利用
- ③相談内容：サンドブラスト加工の使用後の砂を無償譲渡する場合、廃棄物処理法上の注意点はあるか。

二回 答=

加工に使用した砂は、自然界の砂とは成分が異なるので、次の点に注意すること。
 ①無償譲渡する先の再利用又は再使用の内容を把握すること。
 ②砂以外の不純物の含有成分の分析を行い、有害性がないことを確認すること。
 ③引き渡しには覚書などを取り交わし、再使用後の処理責任は譲渡先とすること。
 ④引き渡しは無償でも、受領書はとること。

質問相談 4

- ①相談者：製造メーカー
- ②相談案件：委託先の火事による処理委託の対応策
- ③相談内容：処理委託先の処理施設が火災に罹災し受入れ不能となった。
 - ・許可が取消となるか。
 - ・復旧中の委託処理方法は？

二回 答=

処理業者に施設基準と許可の欠格要

みんなで使おう！
“再生紙”

件に該当しない限り処理業の許可が取り消されることはない。

復旧工事中は、短期間であれば「やむを得ない事情」として再委託基準により他の処理施設に搬入か、又は他の受入れ処理業者と新たに契約し処理委託すること。

火災にあった処理業者は事故報告書を施設許可を受けた都（県、市）に提出することが義務付けられており、その報告書の写しを入手すること。（「やむを得ない事情」の証明）

質問相談 5

- ①相談者：元請工事業者
- ②相談案件：工事発生廃土の処理
- ③相談内容：工事現場から発生廃土を発注者指定の場所にて行う場合異物除去作業に伴う廃棄物の処理責任

二回 答=

発注者が別途工事として請け負わせた異物除去業者が排出者となる。

工事現場から廃土を搬出した時点での元請業者の処理責任は外れ、新たな請負業者（異物除去作業者）が当該廃棄物の排出者となる。

異物除去後の廃土は土砂等となり、土地造成目的で利用される。

質問相談 6

- ①相談者：収集運搬業者
- ②相談案件：車両の登録変更
- ③相談内容：運搬車両を白ナンバーから青ナンバーに変更したい。
手続き方法はどうすれば良いか。

二回 答=

①白ナンバー車両を廃車した上で、同一車両を青ナンバー車両として陸運事務所に新規登録することは可能です。

②運送事業者として陸運局への登録が必要であり、詳細は陸運局にお問い合わせ下さい。

第二四半期（7月、8月、9月）実績

	内 訳	件 数	構成比%
	照会・相談・質問総件数	486	100
I. 照会・相談区分 内訳	電話	①処理先照会	328 67.5
	照会・相談	②相談事項	71 14.6
		③質問事項	48 9.9
		④面接 相談・質問	16 3.3
		⑤WEB照会 相談・質問	23 4.7
II. 照会・相談者内訳	①排出事業者	317	65.3
	②処理業者	66	13.6
	③建設業関係	32	6.6
	④行政機関、大学等	22	4.5
	⑤コンサル、弁護士等	8	1.6
	⑥医療機関	16	3.3
	⑦一般都民	25	5.1
	⑧その他	0	0.0
III. 照会・相談内容	①処理先業者	277	57.0
	②法令照会	41	8.4
	③処理方法	33	6.8
	④契約書・管理票	43	8.8
	⑤リサイクル関連	17	3.5
	⑥建設廃棄物	28	5.8
	⑦特管物・処理困難物	28	5.8
	⑧その他	19	3.9

なお、回答に対するご意見、ご質問等はHP問い合わせWEBにお寄せいただければ幸甚です。

【<http://www.tosankyo.or.jp/>】

行政書士／賛助会員 北村 亨
(東京産廃協会 専任相談員)

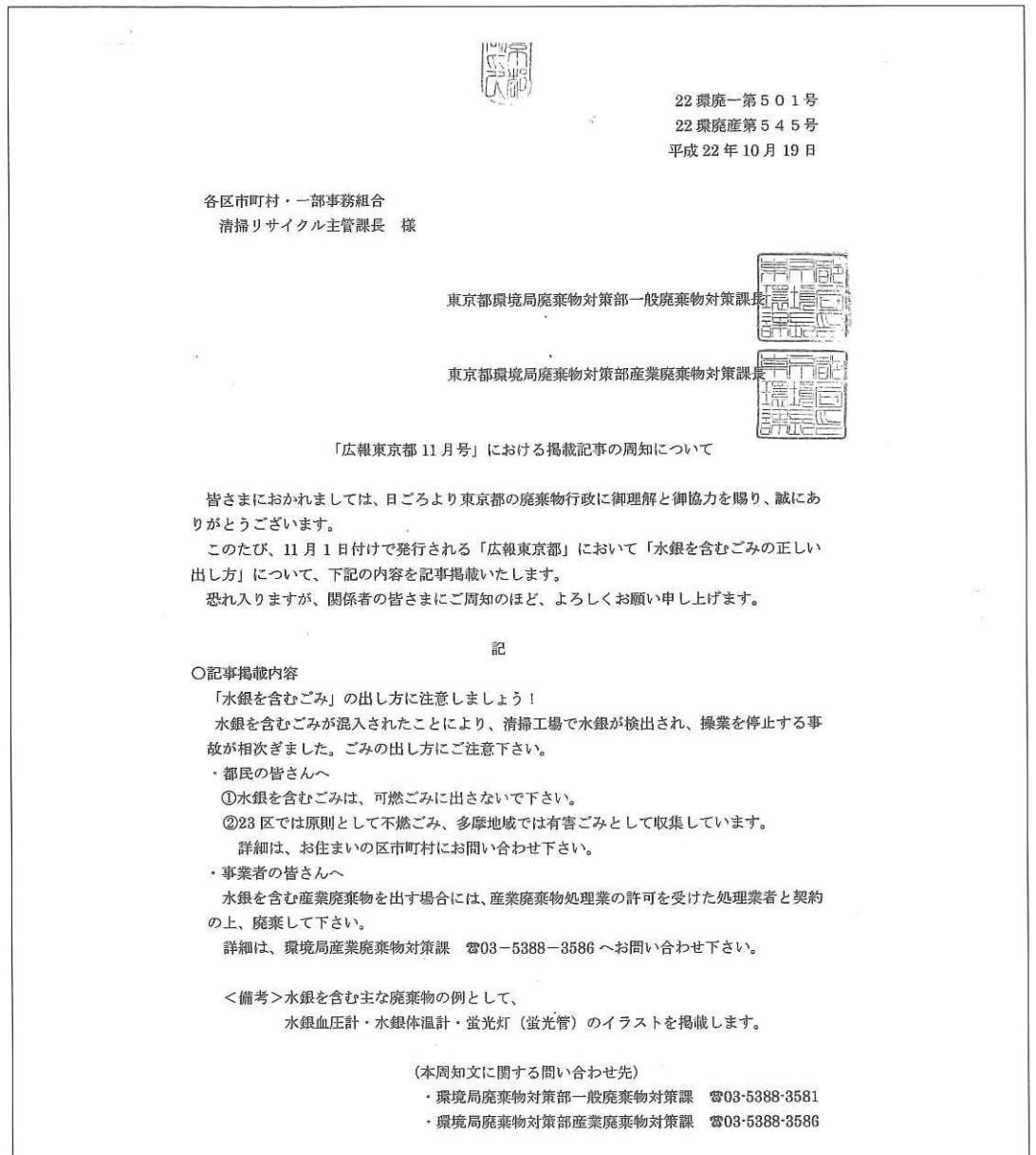
— ◇ — ◇ — ◇ —

本稿では、実際にあった相談事例を掲載しております。実務においては、行政機関に必ずご照会下さい。

行政だより

東京都は「水銀を含むごみ」の出し方について告知しました

東京都は、広報東京都11月号において、「水銀を含むごみ」の出し方について告知記事を掲載いたしました。なお、告知記事の掲載にあたり、関係行政機関に事前に周知するため、下記の文書を発出しましたので、処理業者の皆様にもお知らせいたします。



つ・ぶ・や・き

独居者の遺品等の後片付の問題点は?
—死亡者の生活用品の適正処理—

1. はじめに

これからの高齢化社会に向けて、老人のみならず独居生活者の増加が見込まれる。一人世帯のために死際に誰にも看取られず、死後数週間して発見されるなど新聞紙上をにぎわしている。

廃棄物業界では従来より遺族又は行政の要請をうけて生活用品の後片付け、遺品等の処理を引き受けてきた。

先日も、処理業者に電話で独居者の死亡に伴う生活用物品の整理と処理の依頼が遺族よりあったという。一部は腐敗し悪臭を発生しているとのこと。

これらは廃棄物処理業者が片付けさえすれば解決する問題ではない。一廃か産廃かの永遠の悩みの問題が絡む。

2. 遺品等の廃棄物は一般廃棄物

上記の依頼者は、当初は清掃事務所に相談したところ、区役所では対応できること。また清掃工場への持込み承認は、紙類か剪定木くず、繊維類の可燃物に限定していること。

廃棄物処理法では、家庭生活から発生する廃棄物は基本的には一般廃棄物として位置付け、区市町村の処理責任を明確に定めている。

独居者の死亡に伴う不用物の処理は引っ越しに伴う物でもなく、建物解体に伴う残置廃棄物の処理とも異なる。

独居者の生前の家庭生活と不可分の

生活用品が死亡により不用物となったものであり、一般廃棄物その物である。片付け行為は清掃業務と同様に物の整理又は集積にすぎないため、事業活動と認定する事は難しい。従って一廃はあくまでも一廃となるのである。

3. 処理業の許可は重い存在

現行法体系では、①あらゆる事業活動に伴って排出される12品目、②特定の事業活動に伴って排出される7品目、③処理するためにセメント固化・熔融等の処理された物の20品目が産業廃棄物とされている。

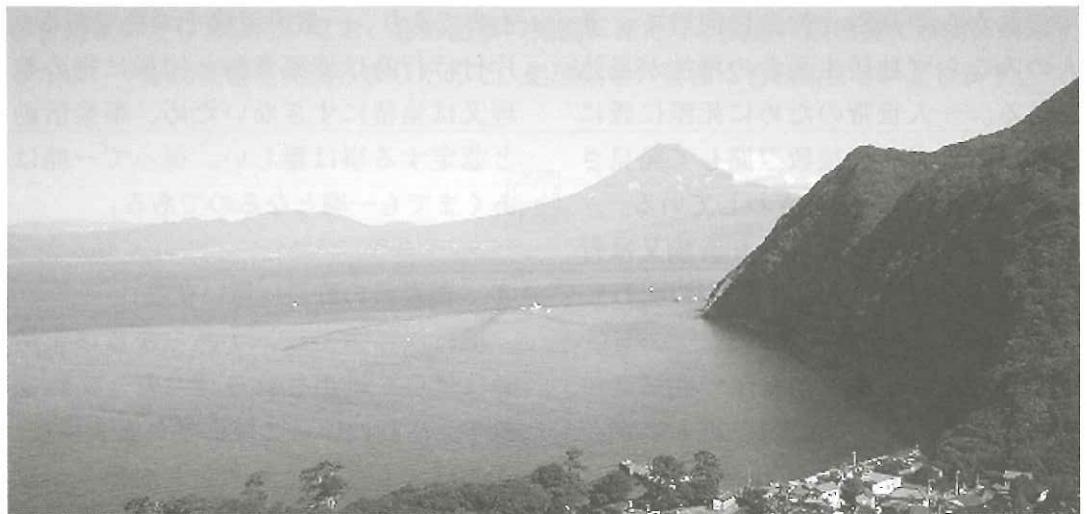
この品目を除く廃棄物は一般廃棄物とされている。一般廃棄物も家庭から出る家庭廃棄物とそれ以外の事業系一般廃棄物とに区分されている。事業系一般廃棄物処理業者には、行政の承認無く家庭系廃棄物を収集する事は法違反として罰則の対象となる。

4. 遺品等廃棄物の処理の在り方

独居者の死者は、死後の廃棄物の処理も頼めず、靈魂は住み家の中をさまよい、このままでは三途の川も渡れない。独居者の生活用品の遺品等廃棄物処理を住民サービスの立場で区又は市が独自の解決策を出されんことを熱望するのは私だけではない。

(輪廻子)

寄稿・TTT会 第19回西伊豆トライアスロン大会



コースから見た西伊豆の風景、遠く富士を望む

1億1千万人のTTT会ファンの皆様、お久しぶりです。広報委員会の所属ながら毎度拙い文章ですが、最後までお付き合い下さい。

今回は、10月10日（日）に行われました第19回西伊豆トライアスロン大会に、東亜オイル興業所・濱松と栄和清運・山田と私の3名での挑戦となりました。

西伊豆の名物といえば、やはり“ドS”



左から濱松、吉野、山田の参加者3名

な主催者によるタフなコース設定です。特に私はショートより長い設定のレースに出た経験が無く、未知の領域に入るワクワク感とコースの厳しさに対する恐怖感とで、久々の緊張の中、西伊豆へ向かいました。

自信がない私の密かな雨乞いのおかげか、天気予報では前日から当日の午後まで大雨。しかし、願い叶わず午前8：00には雨が小降りになりレース決行。（うそ～！滝のように山から土砂が流れ出るのが見えないの？）「万全な生命保険に加入しているので安心してくれ」と“ドS”的な主催者からコース変更のアナウンス。

スイムは雨の影響なしと、海岸沿いを3.3km、バイクとランは一般道路を使



キツイ上りにあえぐ山田選手

用するため安全に配慮し若干短縮され、バイクは標高800mを6km休まず上りきる峠をメインに50km、ランはミニ峠を15kmの設定となりスタート！

スイムに関して全く自信のない私は、早々と他の選手たちに離され、雨の降る暗い海を漂う廃棄物のごとくひとり寂しく泳いでいましたが、その反面、海中の色とりどりの魚たちに癒されたり、すぐ目の前を通過していった魚群にビックリと、素晴らしい体験もできました。

例のごとく、制限時間ギリギリで泳ぎきると次は激坂のバイクです。以前



笑顔でテープを切る濱松選手

のこの誌面でも紹介されていますが、ホントにキツイ、カーブの先はまた上り、その繰り返し…。やっとのこと地上りきると、一気の下り。滑る路面に、手の力がなくなるくらいにブレーキング、ついに神經もヤラレてしましました…。ラスト15kmのランは完走への執念だけ、己との戦い。

折り返し地点でレモンをまるごとかじって覚醒！その頃には回復していた空に映る雄大な富士山に感動！ゴールテープが目に入ると、その周りには、すでに風呂に入り着替えまで済ませた濱松さんと山田さんの姿も。大会スタッフも全員でお出迎え。

初トライアスロン完走の時の目がウルウルとはなりませんでしたが、達成感満点の大会となりました。終わってみれば、大会スタッフ、美しい自然いっぱいの西伊豆に感謝、感謝の一日でした。

（都清掃株）吉野猛彦 記）



完走にガッツポーズの筆者

第19回西伊豆トライアスロン大会リザルト						
総合	名前	年令	総合時間	スイム/3.3km	バイク/50km	ラン/15km
6	山田宏一	37	4:56:16	1:00:35	2:34:55	1:20:46
7	濱松直親	44	5:06:27	1:18:10	2:24:25	1:23:52
8	吉野猛彦	38	5:59:50	1:23:40	2:58:30	1:37:40

委員会報告



建設廃棄物委員会（鈴木委員長）

平成22年10月6日(水)15時より、10名の委員により建設廃棄物委員会が開催された。

まず、11月に予定している施設見学会について、日程は11月2日(火)から4日(木)に変更となったことが確認されるとともに、当日の行程の検討がなされた。その中で見学先は以前から候補にあがっていた株タケエイ・川崎リサイクルセンターと株クレハ環境・かながわ事業所に決定したことが確認された。

次に、再生碎石について各新聞記事及び各省庁からの通知文等が紹介された後、古川専務理事より現在検討されているがれき類破碎処理業者に対する指導説明会の案内及び、アスベスト粉じんの大気環境測定の協力要請に関する説明があった。大気環境測定の協力要請に関しては指導説明会でも行われる予定となっており、処理業者にはその時に是非意見を出してほしいと呼びかけた。

最後に、鈴木委員長から23年度委員会活動計画について積極的に意見を出してほしいと呼びかけがあり、会議は終了した。

今回の委員会は11月4日(木)の施設見学会で行われる。

青年部（濱松部長）

平成22年10月8日(金)15時より11名の幹事により幹事会が開催された。

まず、CO₂マイナスプロジェクトの各都道府県の事例報告社数、エントリー数に対しての参加率が濱松部長から報告された。

次に、11月23日(祝)の全産廃連青年部協議会全国大会に関して、参加の呼びかけ及び当日の運営について協議された。青年部内の参加呼びかけは各委員会と協力して行うこととしたが、今回は主催地域ということもあり、大多数の参加を呼びかけたいので、会員各社にも案内を発送することが確認された。

最後に、来年度の関東ブロック賀詞交歓会の設営、及びイベント参加についての検討がなされ、会議は終了した。

今回の幹事会は23日に全産連青年部協議会全国大会が行われるため、12月13日(月)に予定された。

医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

平成22年10月18日(月)15時より、8名の委員により開催された。

- ・放置駐車違反対象除外への要望書を9月22日に無事提出した旨の報告があった。
- ・研修会グループより報告。10月28日開催、医療廃棄物勉強会の案内を会員の感染性許可取得業者に発送し、すでに申込みが定員数に達しそうである。2月16日に開催予定の医療廃棄物処理従事者研修会では内容の具体案が出され、次の委員会でもう少し詳しく決める事になった。
- ・企画グループより報告。委員会の施設見学会を11月26日(金)に開催する。見学先の候補を決定したので、打診する予定。

※医療廃棄物勉強会「多剤耐性菌について」は10月28日(木)、講師に木ノ本雅通氏を迎えて開催され、会場は満席、盛況であった。

安全衛生推進委員会（伊藤委員長）

平成22年10月25日(月)安全衛生研修会終了後6人の委員によって開催された。議題は、来年2月に予定している安全衛生研修会及び、安全衛生に関する表彰制度についてである。

まず、安全衛生に関する表彰制度及び、常任理事会で検討した結果、協会の表彰制度へ安全衛生表彰を追加する事となり、今後は事務局で規程の改訂等を行い、決定は総会での承認によるものとなった。また、ポスターの作成・配布に関しても、予算を組む方向で検討中だが、決定は総会での承認が必要との報告が、伊藤委員長よりなされた。

次に、安全衛生研修会について協議を行った結果、内容をリスクアセスメント研修会とし、講師は中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）へ依頼、日程等の詳細に関しては中災防と会場の都合を考慮し、事務局にて話を進める方向となつた。但し、リスクアセスメントの必要性についての講義は、(社)全国産業廃棄物連合会主催の安全衛生促進研修会を修了している委員が行うことで決定し、詳細は次回委員会にて検討するものとした。

なお、次回委員会は1月13日(木)とし、委員会終了後には新年会を併せて開催することとなった。

生物多様性と経済（1）～問われる企業責任

日本でも有名なあるチョコレート菓子が、環境保護団体グリーンピースから強烈なバッシングを受けていたことをご存じだろうか？世界最大規模の食品・飲料会社ネスレグループの「キットカット」である。キットカットには、インドネシアで熱帯雨林を破壊しているとされるシナール・マス社などから購入したパーム油が使用されているというのがその理由だ。ネスレは今年3月、シナール・マス・グループからのパーム油の購入を中止したと発表した。

ネスレ自体が熱帯雨林を破壊しているわけではない。製品の原料の一部に「熱帯雨林を破壊して作られたパーム油」が使われていたために、企業としての責任を問われたのだ。グリーンピースのインターネット上の呼びかけにこたえて、ネスレ本社には2ヶ月間で30万通を超えるメッセージが届いたという。

パーム油は、アブラヤシの果実から搾油され、90%が食用（マーガリン原料やスナック食品の揚げ油等）として、残りが洗剤、ペンキ、プラスチック加工品などに利用されている。パーム油は年間を通じて大量に収穫でき、単価が安いだけでなく、コロステロールが低く健康によいとされ、近年、世界的に需要が高まっている。このパーム油の最大の生産地はマレーシア、次いでインドネシアで、この2カ国で世界の85%を生産している。

ネスレ社にパーム油を供給していたシナール・マス社は、インドネシアにおける最大のパーム油製造企業であり、グリーンピースは、同社がパーム油製造のためにインドネシアの法律によって保護された森での違法伐採を続けていると主張している。洗剤・ヘアケア

用品等を製造するユニリーバ社や食品・飲料大手クラフト社も、同社との契約を破棄したという。シナール・マス・グループは持続的なパーム油生産のための対策を打つと説明している。

この事実が示すのは、自社の活動が直接影響を与えたのではないとしても、原材料までさかのぼって、生物多様性への配慮が求められるようになってきているということである。そして、たとえわずかな問題であっても、国際的に影響力があるブランド企業は、抗議の標的となってしまう可能性があるということだ。

10月11日から名古屋で始まった生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で、どのような結果が出ようとも、今後、生物多様性の保全が企業活動に大きく影響を与えることは確実だ。対応を間違えば、原材料を安定的に調達できなくなる恐れがあるだけでなく、ネスレのように企業の信頼を左右する事態になりかねない。生物多様性に配慮していることを示すことが、商品の売り上げだけでなく、ブランドの価値まで左右する時代になっている。

（日栄産業㈱ 吉本花子 記）

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part52

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	運転中	前を走行中の乗用車が、ブレーキを掛けワインカーも出さずに中央分離帯を右折しようとした為、自車も慌ててブレーキを踏んだ。	車間距離を十分にとり、周囲の動きには注意を払う。
2	自社敷地内で	駐車場へ車両を移動している時	一旦、一般道路へ出て移動が必要な為、ガードマンの誘導を頼りに車を発進させたら、左側から来ている車両に気付かず、衝突しそうになった。	ガードマンの誘導に頼らず、必ず自分の目と耳で確認を行う。
3	高速道路で	走行中	反対車線のIC付近で、大型車が故障し路肩に停車していた。そこで、レッカーカーがハザードを点けて速度を落としたら、後方に11tロング車、自家用車が4～5台続いている、追突した。事故の当事者ではないが、ヒヤリとした。	その時は、両車線とも道路が空いており、追突した後方の車両がスピードを出し過ぎたか、脇見運転もしくは車間距離をとっていないことが原因だと思われる。
4	敷地工場外で	フォークリフトにて搬入作業中	バックをしたら、後方に人が立っていた為、接触しそうになった。幸いスピードが出ていなかったので、事故にはならなかつた。	目視による安全確認と、速度に気を付けるよう徹底する。
5	一般道路で	運転中	渋滞していた為、信号が青でも横断歩道の手前で停止していたが、前方車両が動き出したので自車も続いて進もうとしたら、横断歩道の信号が赤なのにも関わらず、歩行者が自車の前を横断しようとしたので、急ブレーキを掛け数十cm手前で停止した。歩行者も自分が悪いと思ったのか、頭を下げて行った。	信号が青でも、左右の確認は怠らない。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

ようこそ相談



梅澤 隆
顧問 公認会計士

税務相談

役員退職慰労金と賞与

役員退職慰労金・役員退職慰労引当金

問 役員の退職に伴い支出する役員退職慰労金に関し会計上の取り扱いと税務上の取り扱いを教えてください。

[会計上の取り扱い]

答 役員退職慰労金は職務執行の対価で、発生した期間の費用とされます。したがって、

①役員退職慰労金に関する内規に基づき支給見込み額が合理的に算出され
②内規に基づく支給実績があり、かつ

将来にわたって存続する場合は会計上の引当金計上の要件を満たしていると考えられ役員退職慰労引当金を計上する必要があります。

しかし、一般的には株主総会などで具体的に金額が確定した時に費用処理しています。

[税務上の取り扱い]

従来は

- 1 損金経理すること
- 2 不適切に高額でないこと
- 3 原則として株主総会の決議等によってその額が具体的に確定している

こと

以上の3要件を満たしていることが損金として取り扱われるために必要でした。

現在は税制改正がなされ、原則・退職した役員に対する退職給与の額の損金算入の時期は、株主総会等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度となりました。そして、損金経理することが要件で無くなりました。

例外・法人がその退職給与の額を支払った日の属する事業年度においてその支払った額につき損金経理をした場合は認められます。

すなわち、損金経理をすることを条件に支払った期で損金とすることも認められました。

従来問題となっていたケースは役員退職引当金を設定していた会社が引当金を取り崩して役員退職慰労金を支払い、会計処理した場合です。

[具体的な会計処理]

- ・引当金設定時
役員退職慰労引当金繰入／役員退職慰労引当金
- ・引当金取崩時
役員退職慰労引当金／預金

上記のような会計処理をした場合、引当金設定時は有税での引当金となります。

そして引当金取崩時は本来であれば有税分が支払時に認容されれば問題がないのですが、そうでないと損金として取り扱われる機会がなくなります。

しかし、引当金取崩時は引当金という負債科目を減らしただけで費用科目である損金処理がなされていません。そのため上記の処理をしたままでは役員退職慰労金の支払いで減算することが税務上に認められなくなってしまいました。

役員退職慰労金は通常、金額も多額になります。過去にはそれが損金経理をしなかったばかりに認められなかつたことは税務知識不足が原因ありました。

会計処理のやり方だけで税務上の取り扱いが異なる結果となるのは納得できないものがありました。認めてはくれませんでした。

賞与・賞与引当金

問2 従業員の賞与および役員の賞与の取り扱い賞与引当金について教えてください。

答 [従業員の賞与の会計上の取り扱い] 従業員に対して支給する未払い賞与の見積額のうち当期の負担に対応するものは当期の費用として計上することが必要です。

表示方法について公認会計士協会より引用すると以下のようになります。

1. 支給額確定している場合の未払従業員賞与

(1) 賞与支給額が支給対象期間に対

応して算定されている場合

財務諸表の作成時において従業員への賞与支給額が確定しており、当該支給額が支給対象期間に対応して算定されている場合には当期に属する額を「未払費用」として計上する。

(2) 賞与支給額が支給対象期間以外の基準に基づいて算定されている場合

財務諸表の作成時において従業員への賞与支給額が確定しているが、当該支給額が支給対象期間以外の臨時的な要因に基づいて算定されている場合(たとえば成功報酬的賞与)はその額を「未払金」として計上する。

2. 支給額確定していない場合の未払従業員賞与

財務諸表の作成時において従業員への賞与支給額が確定していない場合には、支給見込み額のうち当期に属する額を「賞与引当金」として計上する。

すなわち、支給額が確定している場合、確定債務の場合には「未払費用」「未払金」の科目での計上となり、確定しない場合は「賞与引当金」で計上することとしています。

現実の会計処理では賞与支給時に損金処理することもあります。

賞与引当金・未払費用を計上せずに処理する方法です。

[従業員賞与の税務上の取り扱い]

賞与引当金は税制改正で法人税法上は廃止されました。

しかし、期末に未払賞与が認められる場合があります。

① その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に對して通知をしていること。

② ①の通知をした金額について、当

該通知をした全ての使用人に対し当該通知をした日の属する事業年度終了日の翌日から1月以内に支払っていること。

③ その支給額につき①の通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること

例えば3月決算会社の場合、3月末日までに各自別の賞与が確定し通知をしていれば

3月処理 賞与／未払金または未払費用の処理をし、翌事業年度の4月中に賞与の支払いをしておけば未払い金の計上が税務上も認められることになります。

すなわち、費用計上が先行して行うことができます。

問3 役員賞与・役員賞与引当金について教えてください。

答 従来は役員の賞与は利益処分により会計処理することが一般的でした。

会社法の改正から、役員賞与は発生した会計期間の費用として処理することとされました。

会計上の取り扱いは利益処分ではなく費用処理に一本化されております。

したがって、期末に役員賞与引当金が計上される場合があります。

[役員賞与の税務上の取り扱い]

税制改正で役員報酬、役員賞与は役員給与として整理されました。損金算入の範囲の見直しがなされました。

法人が役員に対して支給する給与のうち、①定期同額給与 ②事前確定届出給与 ③一定の利益連動給与のいずれにも該当しないものは損金の額に算入されません。

また、不適当に高額な部分の金額は損金に算入されません。

したがって、臨時に役員賞与を支給する場合は事前確定届出を行ってなければ損金としては認められません。

利益が上がったから役員に賞与を支給しても会社の損金とは認められません。

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成22年8月31日発行）への掲載頁

(株)嘉能商行

(No.2171)

【旧代表者名】代表取締役社長 廣瀬 召次



【新代表者名】代表取締役社長 広瀬 正晴

101ページ

中央急送株

(No.4172)

【旧代表者名】代表取締役 藤吉 正孝



【新代表者名】代表取締役 藤吉 厚男

昭石化工株

(No.3095)

【旧住所】〒135-8074 東京都港区台場2-3-2

【旧電話番号】03-5531-7061

【旧FAX番号】03-5531-6811



【新住所】〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-11-2

【新電話番号】03-3320-2000

【新FAX番号】03-3320-2023

88ページ

105ページ

～協会の主な今後の日程～

(平成22年11月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
1	月		東京都廃棄物審議会 総会 15:00~	都庁第二本庁舎31階21
2	火		(社)東京建物解体協会との懇談会 10:00~ 青年部 15:30~	協会会議室
4	木		建設廃棄物委員会 施設見学会	神奈川県
5	金		常任理事会 13:30~/第282回理事会 14:30~	協会会議室
8	月		全産廃連; 安全衛生促進研修会 10:30~17:00	アジュール竹芝
9	火		全産廃連; 意見交換会 12:00~/第138回理事会 13:30~	全産廃連会議室
11			広報委員会 10:00~	協会会議室
	10	水	第45回関東地域協議会 会長会議 12:00~/協議会 14:00~	栃木県
	15	月	女性部 幹事会 14:00~/全体会 15:00~	協会会議室
	16	火	青年部 関東ブロック幹事会 15:00~	協会会議室
	17	水	第9回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」 全国大会 13:30~17:00/交流会 18:00~20:00	富山県
	23	火	全産廃連; 青年部協議会 第7回全国大会 全国大会 13:00~/懇親会 18:10~	横浜港大さん橋 国際客船ターミナル
	24	水	都共催: 平成22年度第3回産業廃棄物処理業者講習会 13:30~	都議会議事堂1階 都民ホール
	25	木	協会役員と新入会員との懇談会 11:00~/常任理事会	協会会議室
	8	水	常任理事会 13:30~/第283回理事会 14:30~	協会会議室
	10	金	収集運搬委員会 16:00~	協会会議室
12	16	木	<会員対象> 女性部企画・運営 研修会(映画上映/監督講演) 14:30~	日本ペイント 東京研修センター
	21	火	常任理事会 15:00~	協会会議室



お江戸ふらふら歩る記

ニお江戸の名所旧跡ニ

赤坂から青山へ⑦

前号で予告のとおり今回は青山霊園に足を踏み入れる。皇居から代々木公園の間に広がる大きな緑のつながりの間に、ほぼ北から南にチューリップ型グラス製コップ（ゴブレット）のような形で展開を見せている。

東京都建設局発行によるパンフレット「歩いてみませんか歴史の森～青山霊園時の流れが積み重なる空間～」によると、面積は26ヘクタール（約7万9千坪）で、起伏に富んだ園内にはサクラ並木やアカマツなど大きな樹木が多く、緑豊かな都心の森を作成しており、そこに多くの有名人を含め1万4千箇所の墓所に12万人余の方々が眠っている、としている。



靈園メインストリートのサクラ並木

さらに、その歴史を紐解くと、江戸時代には全ての人の葬儀や埋葬は幕府公認の寺院に委ねられていたが、明治政府はこれを改め、明治7年（1874）、寺院に属

さないわが国最初の公共墓地の一つとして、青山墓地を徳川譜代の重臣・郡上藩青山氏の屋敷跡に設けた。以降130年以上にわたって、周囲の町並みが変わる中、多くの先人の眠りを守ってきたわけである。

明治44年、東京市議会は周辺の都市化が進んだため、青山墓地の移転を建議した。しかし、多摩墓地などの公園墓地の整備を進めていた東京市は、昭和10年（1935）に他の東京市営墓地と共に名称を「霊園」に改め、公園墓地を目指して整備を行うこととした。

その後、昭和32年（1957）に霊園を廃止し公園とすることが計画され、新規貸付の停止や無縁墓地の整理等を進め、公園事業に備えてきたが、40年以上を経過しても実現は大変困難な状況にあるようだ。しかし、平成14年に「区部霊園のあり方について」諮問を受けた東京都公園審議会は、区部霊園が130年の歴史の中で育んできた巨樹などの自然資源や著名人墓所などの歴史的な人文資源を良好に保全しながら、霊園使用者だけでなく広く都民が利用できるような「霊園」と「公園」が共存して再生すべきだ、との提言があった。

これを受けて東京都は、使い易い霊園を目指すと共に、広く都民の皆さんに歴

史を尋ねる場などとして利用できるように、広場の整備を行うなど、青山霊園の再生に取組んでいるとしている。



青山霊園の管理事務所

外苑東通りと外苑西通りに囲まれている青山霊園の中心を貫き、赤坂消防署と西麻布1丁目の六本木通りに繋がる「墓地通り」といわれる霊園のメインストリートは、立派なサクラ並木が形成され、サクラが咲く頃はお花見客とお墓参り客で混雑のきわみに達する。

霊園の中には、有名人の墓所の他、警視庁墓地と外人墓地の一区画がある。警視庁墓地は、霊園の北東に位置するが、西南戦争の際、はるばる九州の地に派遣され命を落とした警視隊隊員を埋葬するために明治12年（1879）に設置された。しかし現在は大部分が一般墓地となっている。



外国墓地にある都知事の顕彰碑

外人墓地は、霊園の北西、墓地通りに面してある。入口に石原慎太郎東京都知

事の顕彰碑が建てられている。その碑には「江戸時代末期から大正時代にかけて来日し、わが国近代化に指導的役割を果たされ、近代日本の建設に尽くされた方々の偉業や功績を称え、長く後世に伝えるため」と記されている。例えば、日本の紙幣・切手の基礎を確立されたキヨッソーネ（イタリア）、横浜・大阪・函館など近代水道の父パーマー（イギリス）、近代窯業育ての父ワグネル（ドイツ）、北海道酪農の父ダン（アメリカ）、そしてアメリカへの帰化1号で初の日本語新聞を発刊したジョセフ・ヒコ（浜田彥蔵）などの各氏の墓所がある。

このほか、同霊園に埋葬されている日本の有名人は、赤坂消防署そばにある青山霊園管理事務所に置かれている「青山霊園歴史的墓所ガイド」に掲載されている数は、244墓所であるが、ここで全部を掲載するのは誌面の都合で不可能のため、記者が勝手に選んだ有名墓所は次の通り。（順不同、敬称略）

○中村 歌右衛門○森 有礼○大久保 忠尚
○野津 鎮雄○野津 道貫○池田 勇人○藤島 武二○重政 誠之○志賀 直哉○大久保利通○齊藤 茂吉○後藤 新平○緒方 竹虎
○井上 準之助○頭山 満○伊集院 彦吉
○江戸 英雄○宮本 百合子○尾崎 紅葉○乃木 希典○星 一○内田 信也○財部彪○松方 正義○秋山 好古○北里 柴三郎
○佐佐木 高行○廣瀬 武夫○長谷川 潔○市村 羽左衛門○井上 賴閏○尺 振八○海江田 信義○松岡 駒吉○川上 操六○後藤 象二郎○大江 卓○伊集院 五郎○上山 草人

事務局だより

先の事務局だよりで、我が家
の玄関先にツバメが巣づくりを始めたという記述
をしたことがあるが、その後巣の中で大きく・遅く成長したツバメは、巣に何の未練も残さずに
異国の地に旅立って行った。

後に残されたものは、当時ツバメが子育てのために一生懸命建築した家（巣）であるが、今もそのままの状態で残してある。それ以降、我が家家の玄関先が汚れるようなことはなくなったが、10月下旬頃から何故かまた汚れるようになった。一部鳥の羽のようなものまで落ちている。

ツバメが戻ってきたのかと、訝って観察していたがその気配はない。ましてや、今は季節が秋から冬に移り変わろうとしている時期、渡り鳥が訪れるような自然環境ではない。では何が原因でこのような現象が起きているのであろうか？。そんな想いで眺めいたら、一匹のスズメが巣の近くに飛んできたその瞬間、ツバメの巣に消えた。なんとツバメの巣をスズメが横取りしていたのだ。不法侵入である。

ツバメとスズメでは、その巣作りの方法や住む

環境さえ違うであろうに。

しかし自然界では、このようなことは日常茶飯事なのかもしれない。何故かというと、ツバメの巣があまりにも小さすぎて住み家には適さないとみたのか、1週間もしたら玄関の汚れとスズメの姿は消えていた。

今年も家の周りの樹木が紅葉し始めた晴れた日に、イモ掘り（サツマイモ）を行った。今年も大きな物が収穫出来ることを期待していた。

しかし、その願いは見事に裏切られた。掘っても掘っても大きなイモは出てこない。やっと出てきたと思ったら、こぶし大にも満たないものが大半で、結果として、植え付けした全てからの収穫は買物がご1杯分でしかなかった。新聞報道等により、今年のイモの収穫は見込めないと聞いていたが、これ程までとは予想もしなかった。年老いた母の落胆は隠しようもなかったが、これも、自然界の脅威として真摯に受け止める必要があるそうである。

（木村）

編集後記

秋晴れという言葉が表す天気がどのようなものだったか忘れてしまいました。秋のニュースは色々報道されていますが、天空が透けて見えるような秋空を見たいものです。天候不順で片付けてしまえばそれまででしょうが。奄美大島で大規模な水害が発生しました。被災された方々に心からお見舞い申し上げます。テレビで報道されていましたが、現地の方々は一様にこのようなことは初めての経験とおしゃっていました。大雨に対しての対策は全国津々浦々で行わなければならぬ国を挙げての緊急対応要件ではないでしょうか。

協会事務局では来年施行される処理法の改正政省令、非飛散性アスベスト、第三者評価制度等に関連する講習会等の事務課題が増加しております。その中には緊急性を有するものあります。ホームページ、とうきょうさんぱい等

で可能な限り迅速にお知らせしておりますが、皆様におかれましては常時、東京都のホームページで情報収集に努めて頂ければ幸いです。

収穫の秋です。冒頭、記載しましたが、中には松茸が豊作というような現象も報道されています。今年は猛暑でしたので皆様の心身も相当程度消耗された筈です。人間は食物の摂取が健康維持の基本であるようです。以前、食育教育について触れましたが、わが国固有の食文化を想い出し、今秋の食事を楽しんで頂ければ幸いです。

円高の進行が止まらず、良いニュースになかなか触れる機会がございません。しかし、誰かが助けてくれる訳でもありません。個人及び企業の防衛は皆様の双肩に掛かっています。どうか、身近にある危険性をより鋭敏に察知して、対応策立案と訓練を怠り無くして頂ければと想っております。

（乙顔）

とうきょうさんぱい 2010 第243号

発行人 高橋俊美
企画・編集 報委員会
発行所 社団 東京産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13

柿沼ビル7F

TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592

<http://www.tosankyo.or.jp/>

E-mail; info@tosankyo.or.jp

印 刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

社団 法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F

TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592

<http://www.tosankyo.or.jp/>

よみがえれ廃木材!!

木々に永遠の生命をあたえたい…それが東京ボード工業の使命です。

幅広い用途



再生(製品化)



身近な使用例

廃
木



木質廃棄物



中間処理(破碎)

パーティクルボード工場 (JIS表示許可番号390031)

製造・加工

受入れ・中間
処理(破碎)

私たちには究極のリサイクリング(資源循環の輪)を目指します。ご期待下さい。

パーティクルボードとは…。
パーティクルボードとは、木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木製品です。汎用性が高く、遮音・断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築、建材、家具、木工分野など応用範囲も広く、私たちの生活の中の身近なところで数多く利用されています。

東京ボード工業では…。
東京ボード工業では、廃棄パレット・梱包廃材・型枠合板などの木質廃棄物を受入れ、焼却・埋め立て処分をせず、当社独自の最新技術で再加工することにより、リサイクルを推進し新しい命を吹き込む。まさにリニューアルボードと言えるパーティクルボードを生産しています。

パーティクルボードとは…。
木材を一度小片(チップ)にし、これを接着剤で再結合させた木製品です。汎用性が高く、遮音・断熱性に富み、特に寸法安定性や価格の安定などに多くの優れた特徴を有しています。建築、建材、家具、木工分野など応用範囲も広く、私たちの生活の中の身近なところで数多く利用されています。

TB 東京ボード工業株式会社

お問い合わせ先 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2丁目12番5号
TEL.03(3522)1524(代) FAX.03(3522)1525
<http://www.t-b-i.co.jp>

Recycle and Ecology

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚1000

TEL.0489(96)0311 FAX.0489(96)5843

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1

TEL.03(3522)4138 FAX.03(3522)4137

当社のパーティクルボード
「エヴァーボード®」は第三者認証システムである「EPD」商品の認証を受けています。
<http://www.epd-eco.com>

EPD®